

平成30年 1月16日 (火)

平成30年河南町議会 1月臨時会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

平成30年河南町議会 1月臨時会議会議録

招集年月日 平成30年 1月16日 (火)
招集の場所 河南町議会議場
開 会 1月16日 (火) 午前10時20分宣告
出席議員 (12名)

1番	加藤久宏	2番	野村守
3番	大門晶子	4番	中川博
5番	浅岡正広	6番	佐々木希絵
7番	力武清	8番	福田太郎
9番	浅岡幸晴	10番	小山彬夫
11番	田中慶一	12番	廣谷武

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	武田勝玄
教育長	新田晃之
総務部長	南弘行
住民部長	奥野清文
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	堀野喜弘
まち創造部長	岩井一浩
総合政策部秘書企画課長	梅川茂宏
総合政策部危機管理室長	福田新吾
総務部総務課長併選挙管理委員会事務局長	多村美紀
総務部施設整備担当課長	辻宅英之
総務部副理事兼人事財政課長	渡辺慶啓
総務部契約検査室長	辻元哲夫
住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長	赤井毅彦
住民部保険年金課長	田村夕香
住民部副理事兼税務課長	福瀬一
健康福祉部高齢障がい福祉課長	田中啓之

健康福祉部健康づくり推進課長

大 谷 由 候

健康福祉部総合体育館長

結 城 秋 芳

まち創造部地域整備課長

牧 野 勉

まち創造部環境・まちづくり推進課長併農薬委員会事務局長

大 門 晃

まち創造部副理事兼上下水道課長

安 井 啓 悦

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

杉 原 茂

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

久 保 広 一

教 ・ 育 部 教 育 課 長

谷 道 広

教 ・ 育 部 副 理 事 兼 こ ど も 1 ば ん 課 長

湊 浩

教 ・ 育 部 副 理 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

松 原 正 佳

議会事務局職員出席者

事 務 局 長

辻 本 幸 司

課 長 補 佐

桶 本 和 正

会議録署名議員

11番 田 中 慶 一

12番 廣 谷 武

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 か ら 第 6 ま で

平成30年河南町議会1月臨時会議

平成30年1月16日（火）午前10時20分開会

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会議期間の決定について	6
日程第3	議案第79号 町営土地改良事業（農地農業用施設災害復旧事業） の施行について	8
日程第4	議案第77号 平成29年度河南町一般会計補正予算（第7号）	14
日程第5	議案第78号 固定資産評価員の選任について	27
日程第6	委員会提出議案第1号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29

~~~~~

議 事 の 経 過

~~~~~

午前10時20分開会

○議長（中川 博）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名でございます。

なお、説明員である森田副町長、上野総合政策部長は、インフルエンザのため欠席との連絡を受けております。

それでは、定足数に達しておりますので、これより平成30年河南町議会1月臨時会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（中川 博）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、11番 田中議員、12番 廣谷議員を指名いたします。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第2 会議期間の決定についてを議題といたします。

本日16日に開催されました議会運営委員会の審議結果をお手元に配付しております。これにより、本臨時会議の会議期間については、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、本臨時会議の会議期間は、本日1日と決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

ここで、平成30年河南町議会 1 月臨時会議の開会に当たり、町長より挨拶の申し出がございましたので、これをお受けいたします。

武田町長。

○町長（武田勝玄）（登壇）

皆様、おはようございます。

平成30年河南町議会 1 月臨時会議を開催していただきました。また、議員の皆様には、大変お忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。

さて、本臨時会議にご提案申し上げます案件は、予算案件が 1 件、人事案件 1 件、その他案件 1 件の合計 3 件でございます。

まず、予算案件につきましては、議案第77号 平成29年度河南町一般会計補正予算（第7号）でございます。昨年10月に発生をいたしました台風21号の豪雨によります災害復旧に要する経費が主なものでございます。次に、人事案件につきましては、議案第78号 固定資産評価員の選任についてでございます。前任の固定資産評価員であります松本正一氏が亡くなりましたことに伴いまして、新たに松田政文氏を選任いたしたく同意をお願いするものでございます。最後に、その他案件につきましては、議案第79号 町営土地改良事業、これは農地農業用施設災害復旧事業であります。その施行についてでございます。昨年10月に発生いたしました台風21号の豪雨によります災害で、農地が11件、農業用施設が 1 件につきまして、議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご可決、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（中川 博）

お諮りいたします。

日程第3 議案第79号 町営土地改良事業（農地農業用施設災害復旧事業）の施行についてから、日程第6 委員会提出議案第1号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件を会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

異議なしと認めます。よって、以上4件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第3 議案第79号 町営土地改良事業（農地農業用施設災害復旧事業）の施行についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）（登壇）

それでは、議案第79号の提案理由説明をさせていただきます。

#### 議案第79号

町営土地改良事業（農地農業用施設災害復旧事業）の施行について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により、町営土地改良事業（農地農業用施設災害復旧事業）として次の事業を施行することについて、議会の議決を求める。

平成30年1月16日提出

河南町長 武 田 勝 玄

本議案は、昨年10月21日から23日の台風21号の豪雨により被災しました農地農業用施設について、昨年12月25日、26日に国の災害査定を受け、事業採択をされましたので、土地改良事業として災害復旧工事を行うため、土地改良法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事業箇所につきましては、持尾、一須賀、平石、青崩、上河内地区で農地11件、農業用施設1件で、議案資料としまして3ページに位置図をつけさせていただいております。

主な事業内容につきましては、1工区、持尾地区では被災延長97m、ブロック積み44㎡、土羽法面復旧86.4㎡、土砂撤去621㎡。2工区としまして、持尾地区、被災延長174m、ブロック積み104㎡、土羽法面復旧239㎡、盛り土工250㎡、土砂撤去317㎡。4工区としまして、一須賀地区で、盛り土工604㎡、5工区、平石地区で、被災延長10m、ブロック積み48㎡、土羽法面復旧3㎡。6工区、平石地区で、被災延長10m、ふとんかご4段積み、土羽法面復旧102㎡。7工区、平石地区で、被災延長15m、ふとんかご4段積み、土羽法面復旧82㎡。



8工区、青崩地区で、被災延長2m、盛り土3m<sup>3</sup>、土砂撤去162m<sup>3</sup>。9工区、青崩地区で、被災延長12m、ブロック積み28m<sup>2</sup>、法面復旧33m<sup>2</sup>。10工区、青崩地区で、土砂撤去62m<sup>3</sup>。11工区、青崩地区で、土砂撤去248m<sup>3</sup>。12工区、上河内地区で、被災延長7m、ブロック積み14m<sup>2</sup>、土羽法面復旧2m<sup>2</sup>、土砂撤去15m<sup>3</sup>。最後に、持尾地区の施設としまして、持尾水路で被災延長25m、ブロック積み71m<sup>2</sup>でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第79号の説明とさせていただきます。ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

大門議員。

○3番（大門晶子）

今般、町営の土地改良事業として事業を行うということなんですけれども、これはなぜ議会の議決が必要なのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中川 博）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

まず、個人資産ともとれる農用地、それと農業用施設に国庫補助金を投入するに当たりまして、その根拠法令となりますのは食料・農業・農村基本法に定める基本理念、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興を実現するため、農業生産基盤整備に当たってその法律の理念を達成するために具体的な手続を決めた法律が土地改良法となっております。土地改良法の手続を行いますことにより国費投入が可能となり、災害復旧の国費補助を受けられることとなりますので、今回手続を、その中に規定されておりますとおり議会の議決を求めるものでございます。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

力武議員。

○7番（力武 清）

この復旧事業に当たって、これだけ、12カ所が指定をされたわけなんですけれども、この復旧に当たっての負担割合というのはどういう割合でされるのかまずお聞きしたいのと、個人の

負担が発生するのかどうか、これも含めてお伺いいたします。

○議長（中川 博）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

負担割合につきましては、基本的には、農地につきましては5割、農業用施設については65%の国からの補助があります。ただ、今回の災害につきましては激甚法に基づきます激甚指定を受けておりますので、これから増嵩申請を行います。概ね通例であれば9割近い国費投入になると思われれます。後の残りにつきましては、受益者及び個人の負担となります。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○7番（力武 清）

そしたら、個人が、大体、激甚指定されるということは1割が個人負担、受益者負担ということになるわけですが、これが金額的にどれぐらいになるかわかりませんが、大きいというふうに判断した場合、それ、個人に対する税控除であるとか借り入れ、支払い等に関する支援があるのかお伺いしたいということと、もう一つは、今、部長の説明の中で法面崩壊によるブロック塀の、復旧に当たってはブロック塀を新設するとか復旧するとか、そういうこととか、土羽を新設する、復旧する、そういうふうな復旧の中身が説明されたんですけれども、田畑ですんで土壌が流出した際の土壌の復旧とかいう、そういう復旧の内容をちょっともう少し詳しく説明していただきたいというふうに思います。

○議長（中川 博）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

まず、1点目の受益者負担に対する支援ということでございますけれども、今のところ、それにつきましては支援という形はございません。事業を行うに当たりまして、土地所有者もしくは受益者と協議をいたしまして、概ね負担金の額を提示して、事業をやるかどうかの確認はとっております。今回、上げさせてもらいました農地11件、施設1件につきましては、所有者から施行同意といえますか、施行についての協議をいたしまして同意書も既にいただいております。

それと、復旧方法についてでございますが、もともと災害復旧でございますので原型復旧

が基本でございます。土でできた法面につきましては土で復旧、石積みなりコンクリート構造物であったものはブロック積みで復旧という形になっております。ただし、その復旧効果が得られない場合、中にありましたふとんかごというのがあるんですけども、これはもともと土羽のところの復旧なんですけど、土羽の一番下、根元のところを安定させるためにそういう改良になるような工法も使っております。災害復旧の工法も規定がございますので、その規定に基づいて設計しております。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○7番（力武 清）

最後の復旧に関する内容の説明なんですけれども、私が聞いたかったのは、田畑の土壌が流出し、流入した土砂は撤去されると思うんですけども、流入した土砂によってもともとある土壌が流出したと。新たに田畑にふさわしい土壌に復旧する際の土壌を入れていただけるのか、もともとある土壌を入れていただくことが内容的に含まれているかどうかを聞いたかったわけなんですけれども、そのあたりはどうなんですか。それが復旧ということになるんじゃないですかということです。

○議長（中川 博）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

農地の表土のことだと思うんですけども、今回も表土を流されている箇所が何カ所もございまして。ただ、現在もうすぐに使える表土というのが手に入らない状況でございまして。ですから、それに近い土を入れて土壌改良なりを加えないと本来の表土というのは確保できないと思っております。ただ、現在、表土の確保というのは非常に困難ですので、何らか、個人さんである年数、二、三年はかかって本来の土壌に回復してもらうような形になるかと考えております。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

大門議員。

○3番（大門晶子）

先ほど説明受けたんですけども、そしたら、田んぼや畑なんていうのはあくまでもやっ

ぱり私有財産だというふうに思うんですけども、そこに公費を突っ込んでいけるという理由はどんな根拠なのかということをもう一度詳しく教えていただきたいんです。

○議長（中川 博）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

先ほども申しましたように、国のほうで国土、農業に対する基本理念というのを掲げておりまして、その基本理念を実現させるために国費、国なり地方公共団体の責務というのも決めております。今回、土地改良法といいますのは、その理念を実現するためにいろんな規定を決めております。ただ、今回につきましては地方公共団体が行う土地改良事業ということでございますが、土地改良区が行う事業についてもこの中で規定されております。あくまで、国が掲げている基本理念を実現するために国のお金を投入することが可能ということで、ですから、この土地改良法の手続に基づかない農地の造成とか、そういうものについては国費の投入はされないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

田中議員。

○11番（田中慶一）

田んぼで、ある畑で法面とかいうやつ崩れたところいっぱいあるわね。これ、今出ているのは12件やけれども、トータル的に何件あるんか、それ一つ。

それと、2つ目、8番、8/907、事業量が延長2mというのあるわね。2mというのはどれぐらいの金額かかるのかよくわからんのですけれども、それよりも長い個人の畑が崩れているというところいっぱいあるねんけれども、なぜここに2mというのが出てくるのか。というのは、40万円を境にして自分負担かあるいは補助が出るのかということで境になるんやけれども、先ほど聞いたら激甚災害で個人負担は10%と、1割というのが出てきたら、40万円払ったら400万円の工事ができると。ところが、39万円の工事やったら全部自己負担しやないかと。これ、大きなギャップが、格差が出てくるんやけれども、その点はどう考えておられるんですか。

○議長（中川 博）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

1点目の農地の被災につきましては、把握しておりますのは74件でございます。先ほど言いました11カ所につきましては、近隣の部分、150m以上離れていない部分については一まとめにして工区設定をしておりますので、今あります中で言いますと、1工区の持尾地区は17被災箇所を1工区としてまとめております。2工区につきましては28カ所を1工区としてまとめております。ですから、今回取り上げておりますのは、44カ所程度が被災箇所のうちの災害復旧にかかっているというご理解をいただきたいと思えます。

それと、補助金の分についてでございますが、あくまでこれも災害査定基準がございまして、農地を維持することができないということで、田んぼでありますと水がためられないというのが前提条件になります。ですから、あぜ畦畔が飛んでいない、ただ法だけ崩れているところにつきましては災害査定基準に合致いたしませんので、金額がかかっても災害復旧の対象にならない。あと議員仰せのとおり、40万円以下につきましても災害対象にならない。ただ、自力復旧していただくのに対しましては、農地農業用施設の災害復旧に対しまして原材料支給という制度を設けておりますので、そちらで補助というか援助をさせていただいております。

以上です。

○議長（中川 博）

田中議員。

○11番（田中慶一）

箇所番号8番について、僕、質問したんやけれども。

○議長（中川 博）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

箇所番号8番につきましては、被災という部分につきましては確かに2m、あぜ畦畔が飛んでいるのは2mですけれども、田んぼ一面に土砂流入がありまして、本来の趣旨につきましては土砂撤去が本来の趣旨でございます。土砂撤去が162㎡となっております。それがメインでございます。

○議長（中川 博）

ほかにはございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第4 議案第77号 平成29年度河南町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）（登壇）

それでは、議案第77号の説明をさせていただきます。

補正予算書5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第77号

平成29年度河南町一般会計補正予算（第7号）

平成29年度河南町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,443万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,029万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用すること

ができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年1月16日提出

河南町長 武田 勝 玄

めくっていただきまして、6ページでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入でございます。

(款) 地方交付税、(項) 地方交付税、補正額で1,280万円の追加。

(款) 分担金及び負担金、(項) 分担金で、補正額4,399万8千円の追加。

(款) 府支出金、(項) 府補助金、補正額で1億2,023万7千円の追加。

(款) 町債、(項) 町債、補正額で6,740万円の追加。

歳入合計、2億4,443万5千円を追加いたしまして、63億1,029万5千円とするものでございます。

次に、7ページの歳出でございます。

(款) 民生費、(項) 災害救助費で249万9千円の追加。

(款) 災害復旧費、(項) 農林水産業施設災害復旧費で9,156万9千円の追加。

同じく、(項) 公共土木施設災害復旧費で1億4,986万7千円の追加。

同じく、(項) 文教施設災害復旧費で50万円の追加。

歳出合計2億4,443万5千円を追加いたしまして、63億1,029万5千円とするものでございます。

めくっていただきまして、8ページ、「第2表 繰越明許費」でございます。

(款) 災害復旧費、(項) 農林水産業施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業で5,732万4千円、林業施設災害復旧事業で2,732万7千円。

(款) 災害復旧費、(項) 公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業で8,427万6千円、河川災害復旧事業で6,454万5千円でございます。

先ほど7ページのほうで説明させていただきましたとおり、(項) 農林水産業施設災害復旧費及び(項) 公共土木施設災害復旧費の歳出予算額のうち、原材料費及び職員手当を除く災害復旧工事及びその他の事務につきまして翌年度に繰り越して使用できるよう繰越明許費

を設定させていただいたものでございます。

次に、9ページ、「第3表 地方債補正」でございます。

道路橋梁災害復旧事業で4,440万円、河川災害復旧事業で2,250万円、社会教育施設災害復旧事業で50万でございます。

いずれにつきましても、償還期間10年、そのうち据置期間2年、充当率は100%でございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、13ページの歳入でございます。

(款) 地方交付税、(項) 地方交付税、(目) 地方交付税でございますが、今回の補正で必要となる財源のうち、不足する1,280万円を地方交付税から補填させていただくものでございます。

続きまして、(款) 分担金及び負担金、(項) 分担金、(目) 災害復旧費分担金でございますが、農地農業用施設災害復旧事業費分担金が3,055万円、林業施設災害復旧事業費分担金が1,344万8千円でございます。これは、農地農業用施設及び林業施設に係る災害復旧工事費の補助残額つきまして、受益者が負担する分担金として計上するものでございます。

次に、(款) 府支出金、(項) 府補助金、(目) 災害復旧費府補助金でございますが、農地農業用施設災害復旧事業費補助金が2,677万4千円、林業施設災害復旧事業費補助金が1,344万7千円、道路橋梁災害復旧事業費補助金が3,893万4千円。

めくっていただきまして、14ページの河川災害復旧事業費補助金が4,108万2千円でございます。これにつきましては、12月下旬に受けました災害査定の結果を受けまして、補助対象事業費に基づき補助金額を計上するものでございます。なお、補助率は、農地農業用施設のうち農地が50%、水路が65%、林業施設は50%、道路橋梁及び河川は3分の2の補助率でございます。

続きまして、(款) 町債、(項) 町債、(目) 災害復旧債でございますが、道路橋梁災害復旧事業債が4,440万円、河川災害復旧事業債が2,250万円、社会教育施設災害復旧事業債が50万円でございます。道路橋梁、河川、社会教育施設の災害復旧工事費のうち、府補助金を除く地方負担分につきまして、それぞれ町債を計上するものでございます。

次に、15ページの歳出でございます。

まず、(款) 民生費、(項) 災害救助費、(目) 災害救助費につきましては、災害援護資金249万9千円の追加でございます。これは、法の対象とならない災害を受けた所得要件な

ど一定の要件を満たす被災者の方につきまして、マックス50万円を限度といたしまして貸し付けを行うものでございまして、5件分の予算を計上するものでございます。

次に、(款)災害復旧費、(項)農林水産業施設災害復旧費、(目)農地農業用施設災害復旧費につきましては6,401万9千円の追加でございます。内訳は、災害復旧への対応に伴う職員の時間外勤務手当として69万5千円、農地11カ所、水路1カ所の災害復旧工事費といたしまして5,732万4千円、災害復旧のための支給用原材料費として600万円でございます。

また、(目)林業施設災害復旧費につきましては2,755万円の追加でございますが、災害復旧への対応に伴う職員の時間外勤務手当として22万3千円、林業1件の災害復旧のための災害復旧工事費として2,689万5千円、事務費といたしまして、需用費として43万2千円でございます。

続きまして、15ページの下段から16ページにかけてでございますが、(款)災害復旧費、(項)公共土木施設災害復旧費、(目)道路橋梁災害復旧費8,509万9千円の追加でございます。内訳は、災害復旧への対応に伴う職員の時間外勤務手当といたしまして82万3千円、補助対象となった町道2路線及び町単独で実施する路線を合わせまして災害復旧工事費として8,340万1千円、事務費として需用費87万5千円でございます。

また、(目)河川災害復旧費につきましては6,476万8千円の追加でございます。災害復旧への対応に伴う職員の時間外勤務手当といたしまして22万3千円、3河川の災害復旧のための災害復旧工事費として6,362万4千円、事務費といたしまして需用費で92万1千円の追加でございます。

最後に、(款)災害復旧費、(項)文教施設災害復旧費、(目)社会教育施設災害復旧費50万円の追加でございます。金山古墳の西側法面の崩落部分の復旧工事費50万円の追加でございます。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算(第7号)の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長(中川 博)

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

浅岡正広議員。

○5番(浅岡正広)

歳出の1番目の項目、災害救助事業についてなんですけれども、せんだっての説明会で聞

き忘れたんでちょっとお聞きしておきます。

前回の私の一質で見舞金のお話をしさせていただいたと思うんですけども、そのときに部長のほうから、それに見合うようなことを今考えているというようなご答弁いただいていたと思うんですけども、それというのは今回のこの救助事業に当たるのかどうか、お聞かせ願えますか。

○議長（中川 博）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

前回の一般質問で回答させていただきました検討している事項がこの本件でございます。

○議長（中川 博）

浅岡正広議員。

○5番（浅岡正広）

ありがとうございます。

そしたら、この該当者の募集というんですか、それらの方法をお聞きしておきます。

○議長（中川 博）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

広報かなんの配布時にその制度を説明しました書類等を各戸配布、それから、ホームページ等で掲載して、その辺のところで周知してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

浅岡正広議員。

○5番（浅岡正広）

3回目ですんで。

そしたら、その方法、手法をとった場合、最短でその該当者の方々の手元に届く期間、あらかたで結構です、教えていただけたらと思います。

○議長（中川 博）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

今回の制度につきましては、今年の10月21日からの台風21号、これから対象にしたいとい

うふうに考えております。これの申し込みにつきましては、3月までに申請してもらいまして、できるだけ早く貸し付けを考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

加藤議員。

○1番（加藤久宏）

ページ15から16の職員手当などの部分に関して、ちょっと質問させていただきます。

各復旧事業に職員の時間外勤務手当が計上されており、それぞれの15ページから16ページにかけての総額が196万4千円となっておりますが、これは何名分に当たるものでしょうか。

○議長（中川 博）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

災害復旧に携わる職員ということで、主に地域整備課職員5名分の予算でございます。

以上です。

○議長（中川 博）

加藤議員。

○1番（加藤久宏）

1名当たりの時間外勤務はどれくらいになりますか。

○議長（中川 博）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

トータルの予算で計750時間分を見込んでおりますので、5名分の3カ月ということで、1人当たり1カ月50時間程度の時間外勤務手当を予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（中川 博）

加藤議員。

○1番（加藤久宏）

被災された方のことを考えれば早期の災害復旧を望みますが、時間外勤務が増加します。阪神・淡路大震災で健康を害された職員もいると耳にしております。職員の健康管理にも十分配慮していただけるようお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

それ、要望ですか。

○1番（加藤久宏）

はい、要望です。

○議長（中川 博）

ほかにございせんか。

福田議員。

○8番（福田太郎）

15ページの（款）災害復旧費の中で、（節）の原材料費です。これに600万円を計上していただいておりますけれども、先ほど第79号の中で、激甚対象に入る復旧の十何カ所は対象に入りますけれども、それ以外は自己で復旧するというような形の材料支給と思われまして、今現在で対象に入らない人で材料支給を申請されているのは何件ぐらい、わかれば教えていただけますか。

○議長（中川 博）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

現在のところ、原材料支給の申請が上がっているのは8件でございます。

○議長（中川 博）

福田議員。

○8番（福田太郎）

現在8件ということで、被害に遭われた現在74件の中で、第79号の対象が十何カ所ですよ。後から今後出てくる可能性があるわけですよ。それに対して、この600万円の予算において住民からの材料支給要望は満たしていけるのか。そこらを、距離によっても違いますけれども、どういうお考え持っておられるのか、お聞かせください。

○議長（中川 博）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

予算の額についてでございますが、概ね、通常でありますと年間250万円の原材料費を計上しております。その約2倍強を今回新たに計上させていただいておりますので、これで何とか回っていけるんじゃないかということを考えております。

○議長（中川 博）

福田議員。

○8番（福田太郎）

3回目で、要望だけしておきます。

今言う、岩井まち創造部長から予算に対して倍組んでいるということを述べていただきましたけれども、これわかりませんので、要望される方がまだ増えてくるかわかりませんので、そのときには速やかに復旧できるような、自己でね、予算だけ、材料支給できるように準備だけよろしく願いしておきます。要望しておきます。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

歳出のほうの災害救助事業についてなんですけれども、この配られた災害援護資金貸付制度の資料を見せてもらいますと、財産の復旧等により一時的に生活資金が不足するなど日常生活に支障を来している人というのが対象だということを一番初めに掲げているんです。もし、これ、もちろん何に使っても構わないというお金やとは思いますが、貸した方が、必ず復旧も一緒にセットに条件にしているのか、別に復旧は、貸したけれども、この10年間の間で復旧していなかったけれどもまあいいかとするのか、そのあたりちょっと詳しく聞きたいです。

○議長（中川 博）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

申し込みの添付資料としまして災害復旧等の見積書等も提出してもらおうというふうを考えておりますので、貸し出ししてそういうふうな復旧されないということは想定してございません。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

見積もりとっても復旧しないということは十分考えられますよね。例えば、50万円無利子で借りたら、お金に知恵のある方やったら、もうちょっと高い金利で運用できるところでこれ運用したれという方もいらっしゃるかもしれないですよね。それは、その運用したお金で

よりいい復旧をするのかもしれないので別に構わないんですけども、見積もりとったからオーケーやというような考えなのであれば、復旧した後もちゃんと写真を提出してもらいなりして、復旧が完了したということが確認できるような制度を整えるべきかと思うんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（中川 博）

堀野健康福祉部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（堀野喜弘）

貸し出し後、適切に復旧されたかというのも、現場調査とかその辺は行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川 博）

廣谷議員。

○12番（廣谷 武）

現物支給のことなんですけれども、ふだんは年間250万円を用意され、今回、災害復旧工事で現物支給で600万円と計上されていますけれども、これ時代に見合った、河南町に見合った給付、ちょっとここで考えなければならぬと思います。

これ、農地だけですわね。河南町は雑種地も宅地もいろいろありますけれども、災害というのは農地だけじゃなしに満遍なく災害は起こりますわね、この山間地域で。そこで、雑種地は現物支給ももらえない、宅地ももらえない、みんなそんなん自分でやれと。これ、河南町独自の復旧事業でしたら、その辺をちょっと拡大解釈して、雑種地にも宅地にも自分で復旧される方に材料を支給するというような観点でなぜ考えられないか。ふだんも、250万円は農業者3名の同意があれば生コンなんか支給されていますわね。かといって、河南町は農業を主体として税金で賄っているとこじゃありませんわね。そんな、今、平成30年で、全て農業地域だけ、農地だけを救済して、これで本当に災害復旧をやるのか。手始めに、この現物支給からそのような観点考えられないかと。ちょっとお答え願えますか。

○議長（中川 博）

岩井部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

今回計上させてもらったのは農地農業用施設災害復旧の原材料ということでございますが、私どもが所管している中では、受益戸数にはよるんですけども、生活環境基盤という制度もございまして、そちらのほうで部分的には補助ができるような形はとっております。ただ、

宅地とか雑種地については今のところ補助制度がございません。

○12番（廣谷 武）

それわかって聞いているのに、答え違うやろ。そやからどないかできへんかという。ちゃんと聞けよ。答えをくれよ、答えを。俺の問題また提起するな、一緒に。

○議長（中川 博）

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時10分）

~~~~~

再 開（午前11時12分）

○議長（中川 博）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

廣谷議員におかれましては、以前から農地以外の個人、宅地部分についても何らかの補助制度というお話をさせていただいています。

○12番（廣谷 武）

雑種地もや。

○総務部長（南 弘行）

雑種地ですか、はい。

ただ、基本的には個人の財産ということは個人で復旧ということが原則でございます。今はそういった形の制度しかございませんので、廣谷議員のご意見は以前からもお受けとめさせていただいておりますので、今すぐに回答できる状態ではございません。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中川 博）

ほかに。

力武議員。

○7番（力武 清）

8ページの繰越明許費との兼ね合い、また9ページの地方債の補正のところちょっと質問させていただきます。

まず、8ページですけれども、繰越明許費、これ4つの事業で2億3,300万円ほど計上さ

れておりますけれども、まず、昨年の10月22日付で専決処分された、3,700万円専決されています。これの復旧というか工事の進捗状況がどうふうになっているのかお伺いすると同時に、これの復旧、繰り越しされているということは平成30年以降工事されると思うんですけれども、これの工事の日程等、大まかに計画出されていると思うんですけれども、その見通しをまずお伺いしたいというふうに思います。

○議長（中川 博）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

専決処分させていただきました予算につきましては、測量設計費につきましては災害査定を受けるためのもので、今のところ災害査定も終わりました一応終わっております。あと、工事費につきましては、応急復旧の費用を計上させていただいております。土砂撤去とか、あと大型道路に積んだところもございしますが、そういう応急復旧の費用を計上させていただいております。概ね完了しております。

繰越明許の件でございしますが、今、国の予算が確定した後、入札とかの手続に入るんですが、もう既に2月でございしますので、今年度中での完成というのは困難でありますので、繰り越しをさせていただいて、梅雨までには工事を完了したいと、工期的には6月中ぐらいの工期で完了したいと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

力武議員。

○7番（力武 清）

是非、田植えのシーズンが入ってまいりますので、そのあたりの農家さんとの、特に農家の方に関しては、そのあたりの日程をきちんと、状況把握も含めてですけれども、連絡していただきたいという、これ要望しておきます。

次に、9ページなんですけれども、地方債が発行されております。これ、合計で6,740万円計上されておりますけれども、今回の災害の全体の災害に関して激甚指定もされているんですけれども、この地方債を発行できる割合というのは国のほうで基準としてあるのかどうか。全体の復旧に関して、この6,740万円という地方債の発行額が妥当かどうかということのお伺いをしたいというふうに思っております。

○議長（中川 博）



南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

地方債の発行につきましては、事前に近畿財務局のほうとも調整させていただきまして、充当率100%で今発行させていただいております。

以上です。

○議長（中川 博）

国の基準とかは。

○総務部長（南 弘行）

国の基準につきましては、ここの部分が対象になるかならないかというのは、事前に近畿財務局のほうと事業ごとに問い合わせさせていただいて、予算計上はさせていただいてございます。

○議長（中川 博）

金額が妥当かとか、全体の。

○7番（力武 清）

割合が、これ妥当かどうかという。全体の割合に対してバランス、地方債の発行割合が。

○議長（中川 博）

南総務部長。

○総務部長（南 弘行）

全体というか、基本的に今回の起債につきましては、補助分につきましては補助裏、それから単独事業につきましては100%起債の対応をさせていただきますので、規模的にはマックス、起債借りる部分については全額起債を借りるように対応しております。災害部分については交付税算入もございますので。

○議長（中川 博）

力武議員。

○7番（力武 清）

なぜ、私は地方債にこだわると言ってはあれなんですけれども、一般財源でもこれ復旧費に充てておられますよね。それを有利な地方債の発行に充てがうことができないかということの裏返しなんですけれども、それは不可能なんですか。そういう査定の中に一般財源として全部地方債を発行できないかどうかという質問なんですけれども、その負担割合が査定の中という今答弁なんですけれども、一般財源も含めて地方債に入れられないかという財

政上の問題でちょっとお聞きさせていただいているんですけども、いかがですか。

○議長（中川 博）

さっき目いっぱいと言っていたけれども、答えられるか。

南部長。

○総務部長（南 弘行）

要は、災害復旧事業につきましては100%起債充当いたしまして、それ以外の部分で、時間外勤務手当とか現物支給の部分については起債の対象外となっておりますので、その部分については町単費、地方交付税等々で1,280万円の自己負担ということになっております。

以上です。

○7番（力武 清）

はい、わかりました。

○議長（中川 博）

ほかに。

田中議員。

○11番（田中慶一）

各災害復旧事業、いろいろありますね、農地、林業、道路、河川、被災を受けた場所が何か所か知りませんが、二百何ぼか百七十何ぼか知りませんが、これの復旧する費用を誰が見積もってこのような形に、うちの河南町にそんなプロはおらんと思うんやけれども、おったとして、もうこれで賄えるんか。大きな狂いが生じた場合、予算、こんな何千円までこれ計算されていますけれども、本当にそこまで正確に見積もりする人がおったのか。あるいはエイヤーでやったのか、あるいはこのままいたら入札でどうせ落札減やからいけると見込んでいるのか、あるいはこんなもんで誰も応札してけえへんというような金額になった場合、大きな事業になってしまったらどないするんやという見込み違いも出てくるかもわからんし、そのあたりはどういうぐあいに考えておられるのか。

○議長（中川 博）

岩井まち創造部長。

○まち創造部長（岩井一浩）

今回、予算計上させていただいております農地農業用施設災害復旧事業費、林業施設災害復旧事業費につきましては、国の査定を受けた金額で計上させていただいております。積算につきましては、町のほうと大阪府のほうの協力を得まして積算をして、基準に基づいて金

額をはじめいております。河川、道路につきましては、河川につきましては災害復旧査定を、これも受けた額を計上させていただいております。道路につきましては、災害査定を受けたものに、あと災害査定にのっていないもの、単独で行うもの、それにつきましては2,500万円、これは箇所を現地見に行きまして概算額を計上しております。大きく違いが出てくることはないかと考えております。

以上です。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第5 議案第78号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武田町長。

○町長（武田勝玄）（登壇）

人事案件でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

議案第78号

固定資産評価員の選任について

下記の者を固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年1月16日提出

河南町長 武 田 勝 玄

記

住 所 大阪府南河内郡河南町大宝2丁目3番7号
氏 名 松田政文
生年月日 昭和29年11月2日

であります。

提案理由であります。

昭和62年9月から30年間にわたりまして本町の固定資産評価員をお務めいただきました松本正一氏が昨年11月15日にお亡くなりになられ、その後欠員となっておりますが、このほど後任の評価員について選任の同意を提案させていただくものでございます。

現在63歳でいらっしゃいます。簡単に経歴を申し上げます。

松田氏は、昭和53年4月に大阪国税局に採用され、局内の各課及び管内の各税務署に配属後、平成26年7月に生野税務署長に着任、その後、平成27年7月に退職をされております。それから、平成27年8月に税理士資格を取得されて、現在、大宝2丁目のご自宅で税理士事務所を構えておられます。

なお、この固定資産評価員は、地方税法上、任期の規定はございません。また、河南町税条例第76条により1名となっております。

以上、簡単ではございますが提案理由とさせていただきます。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件でございますので、質疑、討論を省略したいと思います。

それでは、これより採決に入ります。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（中川 博）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

日程第6 委員会提出議案第1号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

廣谷議員。

○総務建設常任委員長（廣谷 武）（登壇）

委員会報告を申し上げます。

委員会に付託された案件で新たに議案ができ上がりましたので、これをご報告いたします。

委員会提出議案第1号

平成30年1月12日

河南町議会議長 中川 博 様

提出者 総務建設常任委員会委員長 廣谷 武

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を下記のとおり、地方自治法第109条第6項及び河南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

記

1. 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

2. 提案理由

特別職の退職金については、任期毎に給料月額に在職月数を乗じた額に、支給割合を乗じて算出した額となっているが、算出根拠が曖昧で根拠が無く、住民からも退職金が多すぎるなどの意見が出ている。

行財政改革を行う上で、特別職の退職金を見直す必要があり、当委員会としては、慎重審議の結果、職員の退職手当に関する条例が基本としている、任期毎に給料月額に在職年数を乗じて算出した額が正当な算出方法であるとの結論に至っ

た次第である。

よって、本日ここに、条例案を提出するものである。

別紙を読み上げます。

#### 平成30年河南町条例第 号

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和44年河南町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を次のように改める。

第3条の2 退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に1年につき100分の100を乗じて得た額とし、勤続期間の計算その他については、町の一般職の職員の例による。

2 退職手当の支給は、特別職の職員それぞれの任期ごとに行う。

#### 附 則

この条例は、平成30年2月1日から施行する。

以上。

○議長（中川 博）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

野村議員。

○2番（野村 守）

5点ほど質問ありますので、順次お答えいただければありがたいと思います。

日本全国の自治体で、議員提案で特別職の退職金が決定された事例はあるのかないのか。

2点目、私個人の考えですが、4年前に無投票とはいえ当選されたとき、河南町と当選者である武田勝玄氏で契約書を交わされ、実際そんな契約書はないんですけれども、4年後の任期満了時には——平成30年3月31日ですね——退職金条例に従い支払うと約束されているにもかかわらず、なぜ今回の提案となったのか。それも、任期満了間際になって。

3点目、倍率100分の100とした根拠をお示してください。

4点目、再議に付されて白紙となった田中慶一議員の議員提出議案では町長のみの退職金の半減となっていたのに、なぜ今回、町長、副町長、教育長の退職金に踏み込んだ提案をされたのか。

5点目、行財政改革を提案理由とするならば、私が去年12月20日に提出した議員定数削減の議案との整合性はどのように考えておられるのか。

以上、5点についてお答えください。

○議長（中川 博）

廣谷議員に申し上げます。回答は委員会の中での議論にとどめていただいて、個人的なご意見は控えていただきたいと思います。なければいい結構です。議論上がらなければ。よろしく申し上げます。

○総務建設常任委員長（廣谷 武）

お答え申し上げます。

事例や、2点目とかいうのは、委員会に付託された案件とは別のものがございますので、自分で調べてください。3点目からいきます。

100分の100になぜなったかというのは、これは委員の皆様の議論によって、その100分の100が妥当じゃないかと。職員の方はたしか100分の83.3だと思います。83.3よりまだ特別職の町長、副町長、教育長のほうが上だろうということで100分の100になった模様でございます。

4点目、なぜ町長のみの再議に付されたことが、何で副町長、教育長に及んだかと申し上げますと、委員の中で町長だけを個人攻撃するのは非常におかしな案件じゃないかという意見が出まして、それならば特別職の町長、副町長、教育長になったわけでございます。

5点目の行財政の整合性。整合性は、町長は町長、議員は議員、議員はまたそれで全員協議会で審議するという約束になっておりますので、そこでまた意見を述べてください。

以上。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

野村議員。

○2番（野村 守）

また、1点目については、自分で調べた限りでは、特別職のご本人さんが何ら瑕疵もない

のにこういった提案された事例はないように、今の調べた限りではないという認識をしております。あと、4点目です。相当、この退職金という性質上の議論、そこまで踏み込んでされたのかどうか。例えば、報償金という、職員さんの場合でしたら生活給という面が退職金はあると思うんです。ただ、特別職の場合は責任の重大さ、そういった拘束の時間とか等々を鑑みた場合、その報償金というか慰労金というか、そういった意味合いが強いというふうに関、認識しておるんですけども、そういった点での議論は委員会のほうでなされたのか、お答えください。

○議長（中川 博）

廣谷委員長。

○総務建設常任委員長（廣谷 武）

お答えいたします。

他の自治体によっても退職金が半減、ないところ、いろいろございます。自治体によって、それはどれが決まりだという答えはありません。そこで、その報償金とかそういうのは、個人の考えかもわかりませんが、委員会の中では、4年で1,600万円弱は多い、これは全員一致の考えでございました。その全員一致、1,600万円が高いというところからの出発点で考えられていって、この職員と同レベルの100分の100に落ちついた模様でございます。

以上。

○議長（中川 博）

ほかに。

野村議員。

○2番（野村 守）

今日、傍聴、マスコミの方とか下の1階で、カメラが入場できないという規則があって、下でテレビカメラ、ここ放映されている場面をテレビカメラで押さえられていると思うんですけども、この議案については、日本全国の自治体議会が大変注目している議案と思うんです。先ほどの議会運営委員会において提案され、調査研究する時間をわずかしか与えていただけなかった点、また、あさっての18日に特別職報酬審議会が開催される予定で、答申も出ていない中、採択をされるなら、仮に私が新聞記者ならば、あしたの朝刊の見出しは「河南町議会 報酬審議会の答申を待たず強行採決」とするでしょう。この会議場での議事進行権は議長にあるわけですから……

○議長（中川 博）



野村議員、質問をお願いします。

○2番（野村 守）

これ、議長にお願いしたいと思います。

本会議場での議事進行権は議長にあるわけですから、議長におかれましては、幸いなことに通年議会で3月末まで期限があるわけですから、そもそも退職金の性質等根本的な議論を深める必要があると考えますので、この議案については継続審議すべきと申し上げておきます。

以上です。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

大門議員。

○3番（大門晶子）

私、今、提案理由を拝見させてもらったんでありますが、算出根拠が曖昧で根拠がないというふうに結論づけられてこういうふうな提案をされたというのが一つありますが、これは多くの自治体がこの方式を採用しているわけでありまして。どういうふうな経過をもってこの算出根拠が曖昧であるというふうに結論づけられたのか。そして、在職年方式が妥当だという結論は委員会の中でどのように導き出されたのか、その経過と年方式が妥当だとする算出根拠の妥当性を論理的にお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（中川 博）

廣谷委員長。

○総務建設常任委員長（廣谷 武）

お答えいたします。

この委員会は、再議に動議が出て、その再議内容を委員会に付託されたわけでございます。その再議が出たのはなぜかと言ったら、退職金が半減になったというのは議員の皆様で可決しております。半減は可決しております。その根拠が曖昧だということに対しての議論を増幅させていったわけでございます。そこで、半減の根拠はというところでいろいろ提案理由の、田中議員もおっしゃっていましたように、3点ありました。そこで、それが町長だけとか、また提案理由が曖昧だとかいう議論も当然出ました。そこで、再議に対しての動議をされた力武議員に委員会に出席していただき、詳細にその内容をお聞かせくださいました。その結果によって、基準が曖昧だというところで、職員並みにしてはどうかというところが出

発点でございまして、100分の100に落ちついたわけでございます。

以上。

○議長（中川 博）

大門議員。

○3番（大門晶子）

そこに至る、出発点までの経緯はわかったんですが、出発点があって、だからどういうふうにこの結論に導き出されたのかということをお尋ねしたんであります。

それと、年方式を採用するにいたしましても、先ほど野村議員が言いましたように100分の100、これは委員が妥当だからというふうに言ったというふうな答弁があるんですが、これは今までの再議のあれではなくて、町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する新たな条例の提案であります。新たな条例ということは、再議とは関係なく、これが妥当だということをお導き出してもらい根拠が必要だというふうに思うんですが、退職手当の性格とか加算割合などどういうふうにするのか、カットするのであれば何を基準に判断するのか、そういうふうな議論もされたのであるかどうかということ。この2点をお伺いいたします。

○議長（中川 博）

廣谷委員長。

○総務建設常任委員長（廣谷 武）

お答えいたします。

再議に付されたのは委員会でございます。委員会に、この議場におられる方の賛否で動議が成立したわけです。そこで、委員外の皆様も委員会に付託したわけでございます。我々議員は住民から負託を受けて当選した議員ばかりでございます。そして、常任委員会で審議されたわけです。その常任委員会で審議されたことに対して論理的に説明せよと、それは委員の皆様が判断されたわけでございます。あなたも議員ならばその辺の議員のシステムはわかっているはずでございますけれども、わからなかったらもう一遍勉強してくれはったらよろしいです。

○3番（大門晶子）

それがお答えですか。

○議長（中川 博）

ほかにごございませんか。

○3番（大門晶子）

それが答えですか。

○総務建設常任委員長（廣谷 武）

常任委員会で委員の皆様が……

○議長（中川 博）

委員長、ちょっと。

議員が決めたことに対して論理的に説明しろということの質問がちょっと難しいと思います。それぞれの責任のもとで各委員が議決したことです。それを論理的に説明しろというのはちょっと難しいと思いますので、これはこの辺で置いておいてください。

ほかにございませんか。

大門議員。

○3番（大門晶子）

私は、この総務建設常任委員会はこのようにいうことを審議する、そういうふうな権限を与えられている委員会だというふうに思うから、そこで調査されて、新たな提案について検討されたんだというふうに理解しているんです。ここはそういう所管であるから、こういうことを常任委員会として議論できると。だから、調査権限があるのは、この委員会に調査権限があるわけですから、そこでどういうふうな調査権限を、自分たちの調査権限に基づいて調査されたのかということを知りたかったわけでありまして。それで、その調査権限を執行した結果、この提案理由に落ちついたということになるのと違うんかなというふうに思うんですが、そこら辺のところを今までちょっとお伺いしたんですが、その明確な答えは出てこないわけでありまして。

じゃ、常勤の特別職の任期の定めがあって、地方自治法に基づく職務内容や責務の重要性に鑑み、一般職の職員とは異なる支給率や支給方法を定めているというのは、私は一定合理性があるからほとんどの自治体でも採用されているというふうに理解しているんですが、この水準についても、他の地方自治体との比較において議論がなされている。それを変更するのは、先ほど動議が出た、これの理由に関してという以外に変更するようなほかの理由があるのかどうかということを最後に伺っておきます。

○議長（中川 博）

廣谷委員長。

○総務建設常任委員長（廣谷 武）

お答えいたします。

この常任委員会の特色、また総務建設常任委員会、これはいろいろな議案によって付託されて開催いたします。今回は再議の議案が付託されたわけです。よって、委員の皆様は再議のことしか議論しておりません、再議のことしか。再議の内容をもとに議論しております。この、今、大門議員がおっしゃった整合性とかいろいろ、職員との整合性とかおっしゃいましたけれども、それはもう退職金半減という可決されたことを再議出されて、それを付託されたわけですので、重点的に田中議員の半減がどうか、この再議は正当性があるのか、再議の正当性とその半減とそういうので議論してまいりました。そして、動議の提起者である力武議員からの提案もありました。職員並みが一番よかろうという。その3つの点で総合して委員さんが皆議論されたわけです。

今質問されていることは委員さんの議論の中には余り入っていません。3題、その議論をされたわけですから。もちろん、委員長ですので、私の主観も入っていません。皆様の意見を集約しただけです。その点、ご了承のほうをよろしく願います。

以上。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

力武議員。

○7番（力武 清）

動議を提出した者として重く受けとめたものだと思っています。また、常任委員会の廣谷委員長におかれましてはご苦勞をかけたというふうに思っていますけれども、委員会の冒頭に私、参考人として参加して、本会議で再議について審議をしていただくということで動議を出させていただいたんですけれども、その中身で、私、一つは12月5日に出された田中議員の提出された案件が可決された。その提案が非常に理由が曖昧だということで、そのときは私、反対をさせていただきました。

それに対して、町長が再議を出されたわけですけれども、その再議の根拠になっている理由が報酬審議会の答申を受けていないという話やったわけです。そしたら、そのこととあわせて、私はこの委員会に付託するときに報酬審議会の議論をすべきではないかという意見も出させていただいたというふうに思うんですけれども、その委員会で、報酬審の委員さんの意見書の集約という話が出なかったのかどうか。それを参考にすべきだというような意見も出なかったのか。そのあたり、委員会ではどうだったのかお伺いしたいというふうに思いま

す。

○議長（中川 博）

廣谷委員長。

○総務建設常任委員長（廣谷 武）

お答えいたします。

当然、報酬審議会の意見を聞いたかどうかという意見も出ました。確かに出ました。また、一方で、報酬審議会が町長の諮問機関であるというので、町民に負託を得た議会議員の可決で退職金半額というのは可決されましたね。片方で報酬審議会と。報酬審議会が報酬審議会を開いてもらった結構です。そういう意見が出ました。でも、町議会議員もやっぱりそれは必要ではないかと。一番近くで見ている議員がそのような結論出したのも、それは一つのスタンスであるという結論でございました。

以上。

○議長（中川 博）

力武議員。

○7番（力武 清）

もう一つは、その報酬審議会の委員の意見を集約するというのも大事かというようには思うんですけども、委員会の中に委員会としての提案を出そうということになったいきさつというのは、どういういきさつで今日の提案になっているのか。そのあたりの、経過の、議論の流れの中でこういう結果が出たというのは、どういう議論がされてきたのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（中川 博）

廣谷委員長。

○総務建設常任委員長（廣谷 武）

はい、お答えいたします。

どういう議論がなされた。力武さんの意見がいいんだろうという意見が、率直に申し上げますと、動議提出者の力武議員さんの意見に大方の委員さんが賛成されたということに尽きます。

以上。

○議長（中川 博）

ほかに。よろしいですか。

浅岡幸晴議員。

○9番（浅岡幸晴）

委員長さんにちょっとお聞きいたします。

我々議員は退職手当、また議員年金もございません。また、河南町におきましては議員の政務活動費も支給されておられません。議員は議員の立場で改革を行っているわけなんです、そんな中で、委員会で河南町のトップスリー、議会を見習って退職金のゼロベースというような議論や意見は出なかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（中川 博）

廣谷委員長。

○総務建設常任委員長（廣谷 武）

お答えいたします。

何回も言いますけれども、再議を付託された委員会ですので、当然、出発時点は田中議員の半減からでまっています。その過程でゼロも当たり前だという声も当然上がってまいりました。集約した結果、いろんな意見が出ましたけれども、当然ゼロも出ました。

以上。

○議長（中川 博）

浅岡幸晴議員。

○9番（浅岡幸晴）

どうもありがとうございます。

また、算出金額は、この金額ベースは別として、住民感情として町のトップスリーに任期毎に退職金が支払われることは本当に必要なお金なのか疑問であるという住民さんの声もあることもあわせて申し述べさせていただきます。

以上です。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

委員外議員として委員長にお尋ねいたします。

報酬審議会という話がたびたび委員会の中で出てきたと思うんですけれども、委員会が開催された当時、その日は報酬審議会というものの自体が組織されておらず、また何日に開くと

いうめども立っていなかったように思うんですけれども、そのあたりはどのように話し合われたのかというのが一つ。そして、また、先ほど野村議員が18日に報酬審議会が開かれる云々の話をされたんですけれども、私、その話、18日に報酬審議会が開かれるということ自体も初耳で驚いたので、副議長にこそっと確認したら、副議長までも初耳だという話やったんです。

一体、この話がどこから、副議長も知らない、報酬審議会が、開かれた当時多分未定であったであろう情報を一体どこから野村議員が聞き入れたのかすごく不思議でならないんですけれども、18日に開かれるとかそういう話って委員会の中であったんですかね。

○議長（中川 博）

廣谷委員長。

○総務建設常任委員長（廣谷 武）

お答えいたします。

報酬審議会を開きたいという提案はございました。これは、理事者のほうから報酬審議会をいつか開きたい。日にちまでは全く聞いておりません。今、18日というのは野村議員から言われて初めて知ったわけでございますけれども、委員会でも18日に報酬審議会開くから、それまで意見を集約してほしいと、その日が18日とわかっておれば、そのようなことも提示するのが委員長の当然の職務ですので言いますけれども、全くその旨は聞き及んでいません。

以上。

○議長（中川 博）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

今、副議長も知らない、そして、これを取り扱う委員長も全く知らなかった情報がなぜ野村議員に渡ったのかというのが全く理解できないんですけれども、そのあたり、委員長として、どのようになっているのか、また後々でいいので調査していただけるようお願いいたします。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 博）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

廣谷議員、自席にお戻りいただいて結構でございます。

次に、討論を行います。

加藤議員。

○1番（加藤久宏）

委員会提出議案第1号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論します。

本議案は、本町特別職である町長、副町長及び教育長の退職金の算定方法を変更する議案であります。反対の理由は、正当性と妥当性です。

まず、手続としての正当性についてですが、再議についての動議の理由は2つの理由により総務建設常任委員会に付託されたものと考えます。1つは、町長の退職金の半減の議員提案条例を再議提案したことが個人的な狭い内容で、権力の濫用であるかないかという理由。2つ目は、この議員提案が十分な理解が得られていない、また提案理由の曖昧性もあるので深く審議する必要があるという理由です。この2つの理由に基づき、審議と報告の上、再議の表決をするべきであるが、この委員会提出議案は委員会において全く付託していない新たな議案であり、そもそも付託に基づくものではありません。先に動議により付託された再議を委員会として議題とすべきであります。

次に、妥当性です。妥当性を議論する上で、基準関連妥当性については審議されました。退職金総額の妥当性です。退職金の基準関連妥当性を審議する過程で、他市町村は参考にしない自立した考えに基づき、本俸掛ける年数掛ける100分の100という案が提示されました。一般職員の算定方法を参考にしていますが、そもそも特別職と一般職の比較が十分でないと考えます。任期や責任、その他職務内容を含め比較が必要です。自立した考えに基づき審議しているので、比較、参考とした資料は全くありません。深く審議したかと言えるか疑問です。一般職と特別職について、余りにも相違点が多く、比較対照するには内容的妥当性と基準関連妥当性をもっと評価する必要があります。私は、他市町村の特別職の支給算定基準を比較することで、制度としての妥当性について審議すべきと考えます。

客観的要素が重要であると考えます。政治的な要因を排除して公正に判断するには、特別報酬等審議会による手続を経ることが必要と考えます。これにより、恣意的要素も排除することにつながります。行政改革を進めていく、歳出を削減していくことは重要ですが、今回の議案については、審議過程の正当性に疑義があること及び妥当性の評価が不十分であると考えます。

以上の理由から、委員会提出議案第1号に反対いたします。



○議長（中川 博）

次に、賛成討論をお受けいたします。

田中議員。

○11番（田中慶一）

50%減というのは一度採択されました。そのときは私は喜んだんですけれども、再議に値するかどうかわからない再議が出まして、それで、もう一度、力武議員から動議で、もう少し十分審議しようということで審議されて、このように職員並みということで出されました。それは、私もなるほど理屈にかなっているということで賛成しておる次第でございます。特別職といえども、やはり我々も特別職に準用するんじゃないかと思います。我々はなし。特別職の3特別職には何カ月と給料に掛けてもらえる退職金。余りにも格差が大き過ぎる。

それから、他の市町村と比べなさいと言う前に、我が河南町の体力はどうか、我が河南町の住民感情はどうか、皆さん聞いてからここで発言をするべきで、私はあらゆる、いろいろな人に特別職の退職金はこれぐらいあるんですよと、みんなびっくりされますよ。私の河南町でそんなお金出すものじゃない、本当言うたらゼロぐらいやというのがあれです。出すならば、ちょっとぐらい出したって構わん、職員ぐらいうつたらまあまあというぐらいなところが住民感情というところですよ。そういうことを鑑みたら、今の提案は私は賛成したいということです。

以上です。

○議長（中川 博）

間もなく正午になりますが、本日の議案日程が全て終了するまで行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（中川 博）

それでは、続けたいと思います。

次に、反対討論ありましたら。

福田議員。

○8番（福田太郎）

ただいまの議案に対して、平成29年12月20日に田中議員から提出された町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員会提出議案第1号について、反対の趣旨を述べさせていただきます。

平成29年12月20日提出、野村議員からの議員提案でございました河南町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例において、河南町議会運営委員会で現行の議員定数を2人削減し、議員定数10名にすることに対して……

○議長（中川 博）

すみません。福田議員、これは原案に対しての反対の……

○8番（福田太郎）

そうそう、流れに乗っていきますんで、最後までちゃんと聞いていただけたら幸いやと思います。

そこで、町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について同時に議論、協議し、決めるお話になっておりましたが、しかし、河南町議会運営委員会では、現行の議員定数12名を2名削減し、議員定数10名にすることへの議論、協議されていない中で、先立って総務建設常任委員会、廣谷武委員長での町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての委員会提出議案第1号については、私は賛同ができません。

そして、先ほども委員長からございました。私も委員でございましたので、特別職報酬審議会を開いていただき、報告書を見きわめてから議論すべきと述べさせていただいており、今回の委員会提出議案第1号について、私は反対にさせていただきます。

以上。

○議長（中川 博）

次に、賛成の討論を受け付けます。

浅岡正広議員。

○5番（浅岡正広）

賛成の立場から討論させていただきます。

これは、事前に力武議員より説明を受けまして、これまでよりもより住民にわかりやすいシンプルさと、特別職と一般職との格差を埋めつつ特別職としての区別も残すという意味でも、私は力武議員案に賛成します。

これをもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（中川 博）

ほかにございませんか。

大門議員。

○3番（大門晶子）

この本会議開会までに数分ぐらいしかない中で、議会運営委員会で唐突の提案がなされました。本町の特別職の退職金のあり方を問う大事な議案について委員外議員として意見を求められても、質疑をしろといっても、今の状況ではできるわけがありません。本町の特別職の退職金のあり方について、地方自治法にのっとり、普通公共団体を統括する役割に即してどうあるべきか本会議で議論するために討議内容の提出も求めましたが、それも与えられませんでした。町民から負託された議決の意義と議会の存在目的に照らし合わせてみても、何の調査もせずに、調査する時間も与えられず、こんな状況で議論しろというのは余りにも無謀であるということをもっと言わせていただきます。

住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となっている議員であるからこそ、議員が行う質問や質疑、討論、表決において投ずる1票は、いろいろ調査した上で賛否を表明する真剣な1票でなければなりません。

今般、行財政改革の一環として特別職の退職金のあり方を見直すとした意図の中で提案されたというのでありますが、年方式が妥当だと示す根拠もなく、委員会の議論の中でどのように審議されたのか根拠は見出せず、減額設定の根拠にも論理性がない、合議体の機関であるからこそ委員会で決定することにより調査が可能になる仕組みが設けられていることは承知していますが、議案があって調査されたわけではなく、再議の審議で結論が導き出されたものであります。

私は、特別職の退職金の支給方法を検討することも大事なことだというふうに考えてはいますが、再議で付託された委員会の内容とは別の次元のことだと考えています。委員会に諮るには、何を基準に判断するのか、手当支給の法的根拠などの調査も必要であるということをし添えて反対とさせていただきます。

○議長（中川 博）

以上で討論を終結いたします。

これより採決を行いたいと思います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 博）

賛成多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（中川 博）

以上で、本臨時会議の議事日程は全て終了いたしました。

本臨時会議の閉会に際し、武田町長より挨拶の申し出がございましたので、お受けいたします。

武田町長。

○町長（武田勝玄）（登壇）

平成30年河南町議会1月臨時会議の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本臨時会議におきましてご提案をさせていただきました案件に対しまして、慎重審議の上、ご可決、ご同意賜りましてありがとうございます。

時節柄、議員の皆様におかれましてもお体に十分ご留意いただきまして、ご活躍をされますことをお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長（中川 博）

武田町長の挨拶が終わりました。

本臨時会議の会期中、字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解願います。

それでは、これをもちまして、平成30年河南町議会1月臨時会議を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午後0時10分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

中川 博

河南町議会議員

田中 慶一

河南町議会議員

廣谷 武